

令和8年4月13日

保護者の皆様

泉大津市立東陽中学校
校長 花見 明子

令和8年度 警報及び大雨特別警報発令時の学校の対応措置について

標記の件について、下記のと通りの対応となります。

泉州地域に、午前7時の時点で「**特別警報**」又は「**暴風警報**」のいずれかが発令中の場合は臨時休校とする。

(具体的な運用について)

- ①午前7時以降、登校時刻までに**警報**が発令された場合は臨時休業とする。
- ②**警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休業あるいは登校時間を遅らせる場合もある。**
- ③泉大津市に午前7時の時点で**警報**が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に**警報**が発令中の場合は、臨時休業とする。
- ④**台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風**警報**等が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休業とする場合もある。**
- ⑤学校は、Cocoo（学校連絡・情報共有サービス）、学校ホームページ等より情報発信しますので、テレビ・ラジオ等と合わせて最新の情報をご確認ください。

また、**当日朝、電話によるお問い合わせはお控えください。**

- ⑥登校以降に警報が発令された場合は、登校した児童・生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と十分な連携を図り、校長の判断で学校内に待機、下校等適宜措置をします。

【用語の定義】 **警報**とは、以下のものをいう。

・「**特別警報**」又は「**暴風警報**」

※台風接近時にかかわらず、上記の警報発令時は以上の対応措置をとる。

・**台風接近に伴う「大雨警報」**